

表 の 見 方

1. 調査対象及び期間

簡易水道事業（地方公営企業法施行令第8条の4の規定に基づき水道事業と併せて一の会計で経営されている簡易水道事業を除く。以下同じ。）について、令和5年度の決算、業務状況等について調査したものである。なお、水道事業会計と併せて一の会計で経営されている簡易水道事業（88事業、389箇所）は、地方公営企業決算状況調査において上水道事業の中に含めて報告されている。

2. 法適用事業

法適用事業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用している簡易水道事業をいう。以下同じ。）169事業について集計したものである。

（1）施設及び業務概況

令和5年度の地方公営企業決算状況調査の対象となったものである。

（2）財務諸表（収益的収支、資本的収支及び貸借対照表）

ア 項目区分は、地方公営企業法施行規則に定める勘定科目及び予算様式に準拠した。

イ 貸借対照表のうち、勘定科目に定められていない区分は次により集計を行った。

（ア）「不良債務」とは、流動負債の額（建設改良費等の財源に充てた企業債・長期借入金、PFI法に基づく事業に係る建設事業費等のリース債務を除く。）が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を超える額である。

（イ）「実質資金不足額」とは、不良債務から当年度同意等債で未借入又は未発行のもののうち、支出済みとして決算された事業費に対応する分を控除した額である。

ウ 資本的収支に関する調のうち、特に注意を要する区分は次により集計を行った。

（ア）「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」は、当該年度の資本的収入額のうち、当該年度において事業が完了しない等の事由により当該収入額を充当すべき支出が翌年度へ繰り越された場合の翌年度支出額に対する充当額である。

（イ）「前年度同意等債で今年度収入分」は、前年度決算時において未払いに計上された工事費に対応する企業債で未借入又は未発行の額である。

（ウ）「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の算出は、資本的収入額のうち「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」を控除した額が資本的支出額に不足する場合の額のみを集計したものである。したがって、全事業についての単純な資本的収支差引の額とは一致しない。

エ 費用構成表における用語の意味は、次のとおりである。

（ア）「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合計額である。

（イ）「支払利息」には、企業債取扱諸費を含めていない。

(3) 経営分析等

各表の分析比率等の算出方法は次のとおりである。

ア 業務の概況に関する指標

$$(ア) \text{ 普及率 (水道普及率) } (\%) = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 普及率 (給水普及率) } (\%) = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{計画給水人口}} \times 100$$

イ 収益性 (収支の状況) に関する指標

$$(ア) \text{ 総収支比率 } (\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 経常収支比率 } (\%) = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

$$(ウ) \text{ 営業収支比率 } (\%) = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費}} \times 100$$

$$(エ) \text{ 累積欠損金比率 } (\%) = \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

(オ) 不良債務比率 (%)

$$= \frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債・長期借入金} - \text{PFI 法に基づく事業に係る建設事業費等のリース債務}) - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

ウ 資産の状態に関する指標

$$(ア) \text{ 企業債償還元金対減価償却費比率 } (\%) = \frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$$

エ 財務比率に関する指標

$$(ア) \text{ 流動比率 } (\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 自己資本構成比率 (\%)} = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

$$(ウ) \text{ 固定資産対長期資本比率 (\%)} \\ = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$$

オ 施設の効率性（稼働状況）に関する指標

$$(ア) \text{ 施設利用率 (\%)} = \frac{\text{1 日平均配水量}}{\text{1 日配水能力}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 最大稼働率 (\%)} = \frac{\text{1 日最大配水量}}{\text{1 日配水能力}} \times 100$$

$$(ウ) \text{ 負荷率 (\%)} = \frac{\text{1 日平均配水量}}{\text{1 日最大配水量}} \times 100$$

$$(エ) \text{ 有収率 (\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

$$(オ) \text{ 固定資産使用効率 (m}^3\text{/万円)} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$$

$$(カ) \text{ 導送配水管使用効率 (m}^3\text{/m)} = \frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$$

カ 生産性（職員数と事業の状況との関係）に関する指標

$$(ア) \text{ 職員 1 人当たり給水人口 (人)} = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$(イ) \text{ 職員 1 人当たり有収水量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

$$(ウ) \text{ 職員 1 人あたり営業収益 (千円)} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$$

キ 料金に関する指標

$$(ア) \text{ 給水原価 (円・銭/m}^3\text{)} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$(イ) \text{ 供給単価 (円・銭/m}^3\text{)} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$(ウ) \text{ 料金回収率 (\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

ク 費用に関する指標

$$(ア) \text{ 企業債償還元金対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 企業債利息対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$(ウ) \text{ 企業債元利償還金対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$(エ) \text{ 職員給与費対料金収入比率 (\%)} = \frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$$

(4) 職員数及び職員給与費

ア 「平均月収額」は、年間支払額を年間延職員数で除した額であり、期末勤勉手当等を含むものである。

イ 「平均年齢」は、年度末職員の延年齢を年度末職員数で除したものである。

(5) 各項目についての数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

3. 法非適用事業

法非適用事業（地方公営企業法を適用していない簡易水道事業をいう。以下同じ。）289 事業について集計したものである。

（１）施設及び業務概況

令和 5 年度の地方公営企業決算状況調査の対象となったものである。

（２）決算の状況等

「歳入歳出決算に関する調」及び経営分析等については、法適用事業に準じて作成した。なお、次の項目については、法適用事業とは別に次の方法により算出した。

$$\text{ア 給水原価（円・銭/}\text{m}^3\text{）} = \frac{\text{総費用－受託工事費＋地方債償還金（繰上償還分除く）}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$\text{イ 赤字比率（\%）} = \frac{\text{実質赤字}}{\text{営業収益－受託工事収益}} \times 100$$

$$\text{ウ 収益的収支比率（\%）} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用＋地方債償還金}} \times 100$$

$$\text{エ 企業債償還元金対料金収入比率（\%）} = \frac{\text{地方債償還金（繰上償還分除く）}}{\text{料金収入}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{オ 企業債元利償還金対料金収入比率（\%）} \\ = \frac{\text{地方債償還金（繰上償還分除く）＋地方債利息}}{\text{料金収入}} \times 100 \end{aligned}$$

（３）各項目についての数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

4. 地方公営企業会計基準の見直しの影響

地方公営企業会計基準の見直しは、平成 23 年度に地方公営企業法施行令等を改正し、その改正内容が、平成 26 年度の予算及び決算から全面適用となったものである。

水道事業では、法適用事業において給水原価、企業債償還元金対減価償却費比率等の算出式が変更になっている。